

## ■令和3年度 大阪府介護ロボット導入活用支援事業 Q&A

	Q	A
1	1つの法人から複数の事業所の申請をすることは可能か。	可能です。 その場合、法人の申請書(1枚)に次の書類を添付して提出してください。 ・導入計画書……事業所ごと、計画ごとに作成。 ・所要額調書……1シートに全事業所分を記載 ただし、予算の範囲内での交付を行うため、申請総額が予算額を超えた場合は、「抽選」又は「交付額の調整(減額)」を行うことがあります。(すべての申請が採択されるとは限りません)
2	法人本部は大阪府外だが、事業所は府内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
3	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	できません。 【ほかの補助金の例】 ① 厚生労働省の各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)」の移乗介助機器 ② 「ICT導入支援事業(Wi-Fi環境整備)」の対象となるもの ①・②については、本事業と対象が重複するため、どちらの補助を受けるのか、よく検討してください。 (重複して申請しないようにしてください)  (例えば、ICT導入支援事業でWi-Fi環境整備を申請した場合、介護ロボット導入活用支援事業で同じWi-Fiに関する経費を重複して申請できません。ただし、ICT導入支援事業でタブレット等を申請し、介護ロボット導入活用支援事業で移乗支援の機器を申請するなど、補助対象経費が異なるならばそれぞれ申請することは差し支えありません。)
4	過去にこの補助金の交付を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。	可能です。 ただし、要件を満たす申請が予算額を超え、抽選で補助対象を選定する場合は、過去に本補助金の交付を受けたことがない事業者を優先することがありますので、ご了承ください。
5	すでに導入している機器と同一機器の台数を増やしたいのだが補助金を受けることはできるか。	可能です。 新たに導入する必要があり、介護ロボット導入計画を策定していただくなど、補助要件を満たせば補助対象となります。
6	「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」については、「次のアイ・ウを対象とする」とあるが、いずれかを選ぶということか。	いずれか1つではなく、複数対象として差し支えありません。 ただし、複数の整備を同時に行う場合の導入計画書は、「通信環境整備」として1枚にまとめていただき、それぞれの整備について、もれなく記載してください。
7	申請書提出後、導入予定機器を変更することは可能か。	原則変更はできません。ただし、当該機器が申請書類提出後、発売中止や廃盤となった場合等はこの限りではありません。

8		有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。	特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護保険サービスを受けられる場合、対象となります。
9		リース又はレンタルの場合、補助対象経費はいつから3月末までの経費を記載して申請すればよいか。 また、来年度以降支払うリース料等は対象となるのか。	本来は交付決定後からが対象となりますが、今年度は4月にさかのぼって補助対象とします。3月末までの間で、リース契約した期間の経費を記載してください。  来年度分のリース料等は補助対象となりません。
10	契約等	リース又はレンタルの場合、期間を3年未満に設定することは可能か。	介護ロボット導入後、原則として3年間、介護ロボット導入後の使用状況及び効果を報告していただくことになっていますので、リース又はレンタルの期間は満3年以上に設定してください。 (契約期間の例) 令和3年11月1日～令和6年10月31日の3年間。 また、導入してから3年を経過せずにリース等契約を解除された場合については、既に交付している補助金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
11		契約、導入(リース又はレンタル・工事)はいつ行えば良いか。	本来は府からの交付決定通知を受け取った後ですが、 <u>今年度は</u> 4月にさかのぼって補助対象としますので、交付決定通知書の到達前に契約、購入(リース・工事)、納品、導入したものであっても、交付申請が可能です。 ただし、審査の結果、補助対象外となる可能性はありますのでご了承ください。
12		製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けられることはできるか。	申請した年度内で納品されない場合、補助金の交付を受けることはできません。 申請の際には業者等に確認の上、補助金の申請を行ってください。
13		導入を検討している機器が補助対象に該当するか分からない。	要綱及び手引きに記載の、「目的要件」「技術的要件」「市場的要件」を全て満たす機器が対象となります。 ※「ちらし」中央の「介護ロボットとは??」参照
14	補助対象(機器)	介護ロボットポータルサイトに経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」で採択された機器が掲載されているが、これらは全て補助対象か。	介護ロボットポータルサイトには、商品化済みの機器のほか、現在開発中の機器も掲載されています。 補助の要件としては、市場的要件(販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるもの)を満たす必要がありますので、機器の開発状況の詳細は各メーカーにお問い合わせください。
15		導入する予定の介護ロボットで、部品などを定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象になるか。	本事業の補助金は「介護ロボット本体の導入に対する補助金」のため、消耗品のみでは補助対象となりません。
16		介護ロボットの導入時の工事費用や、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	「介護ロボットの購入費用」または「介護ロボットのリース費用」に対する補助事業のため、工事費用・メンテナンス費用については補助対象外です。

17		付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象になります。
18		見守り支援機器に係るパソコンやタブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、介護ロボットの使用以外にも汎用性のあるものは他に流用可能なため、パソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象なりません。
19		機器本体とは別に、機器の動作に必要なサーバーは補助対象となるか。	原則、対象となります。ただし、介護ロボット機器の使用以外にも汎用性がある場合は対象外となります。
20		「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問介護事業所」で入浴支援の機器を購入し、前述の施設において使用することは可能か。	機器は 補助対象事業者となる「訪問介護事業所」において、保管・管理する必要があります。左記施設に設置したままでは、管理しているとは言えませんので、使用の都度、設置し、使用後は事業所に持ち帰っていただくなくてはならず、管理運営上、府では「補助対象外」としています。 国の実施要綱で対象事業所は「介護保険法に基づくサービスを対象とする」と限定しているため、左記の施設で使用を希望する場合は、「特定施設」の指定を受けていることが必要です。
21		移乗介護(非装着型)のロボットで「移動用リフト」は対象になるか。	国の実施要綱の別添1【別紙1-2】の(定義)の中に、「吊下げ式移動用リフトは除く」と明記されていますので、補助対象になりません。
22	導入後	本補助事業を活用して導入した介護ロボットを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能か。	本補助金は、原則として3年以上当該介護ロボットを使用することが条件です。 また、使用状況報告書を3年度分提出していただく必要があります。
23		補助金を受けて導入したロボット等を処分する場合の手続きは？	交付要綱第6条1項5号に「補助事業により導入した価格が30万円以上の介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと」と規定があります。 また、同条1項10号で「違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。」と定められていますので、ご注意ください。 なお、処分する場合は、同項6号により、「処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を府に納付させることがある」と定められていますので、事前に必ず大阪府へご相談ください。
24		導入した介護ロボットが故障した場合はどうなるのか。	修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続きが必要です。事前に相談ください。
25		使用状況報告書の提出はいつまでに行わなければならないか。	補助事業が完了した日の属する府の会計年度以降、3年度間、各年度分の提出が必要です。報告書の様式や提出日は別途案内します。